

市議会超党派による学習会を開催  
 しま知っておきたい

## 「特定秘密保護法」

### 市議会の4会派で街宣や学習会

昨年12月に現政権が数の力で押し通り、成立した特定秘密保護法。法律可決後もさまざまな分野の人たちが法律の問題点を指摘し廃止すべきとの声をあげています。

小平市議会でも、生活者ネットワーク、共産党小平市議団、フォーラム小平(民主党・社民党)、虹とひかり(緑の党)の4つの会派が、法律に反対の意思表示をしています。これまで会派を超え共に



急ぎ開催した学習会だったが、大勢の方々の参加で関心の高さが伺えた。

駅前での街宣活動などを行ってきま

したが、3月6日、NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由希子さんを講師に、4会派合同での学習会を開催しました。学習会は、各会派に支給される政務活動費を使い、市民の方たちにも広く参加を呼びかけました。周知期間が短かったにもかかわらず当日の参加者は60人近くあり、関心の高さが伺えました。

### 法律の問題点を共有し廃案へ！

参加した市民のみなさんとともに、法律の課題や情報公開法、公文書管理法との関係、第三者機関によるチェック機能の問題点、これからわたしたちが何をすべきかなど示唆に富む内容を共有することができ、有意義な学習会となりました。

法律の施行は成立後、一年以内。引き続き法律廃止に向けて活動するとともに、特定秘密に関する基盤、監視機能の設置など注視しながら、市民とともに超党派での運動を展開していきます。

## 女性相談や保護事業を法律から考える

### ——「売春防止法についての学習会」報告

さる3月22日、東京・生活者ネットワーク主催で「売春防止法について学び考える学習会第1回」が開催された。講師はフリーソシアルワーカーの宮本節子さん。

売春防止法を根拠法にして、婦人相談事業と婦人保護事業が営まれている中で、その利用者が抱えている困難を具体的に示していただき、同時に、重要な役割を担うべき婦人保護事業そのものが抱えている課題についても細かく解説していただいた。

そして、それら多くの課題の根本原因が、まさに根拠法となっている売春防止法の女性蔑視の思想と、それを60年間も放置したままの日本社会と政治の怠慢にあることも、またはつきりご指摘をいただいた。

私たち生活者ネットワークは、こうした女性の本質的な権利擁護に取り組むべき、と改めて感じさせられた。

小平・生活者ネットワーク

男女平等部会

飯塚秀章



講師の宮本節子さん

